

OTU OKAYAMA TEACHERS' UNION ニュース

OTUネット 岡山県教組のホームページ・アドレス <https://otu.or.jp/>

発行所

岡山県教職員組合
岡山市中区西川原255番地
〒703-8567
(電話(086)272-1278)

編集人 松尾 涼 児

発行人 吉田 康 文

印刷所 株式会社プランニングKOHWA

オキナワに学ぶ旅 オキナワの歴史に触れ、未来を考える



チビチリガマ



こんぼく 魂魂の塔



きやんみさき 喜屋武岬

県教組青年部は、12月26日から28日にかけて「オキナワに学ぶ旅」を実施し、18人が参加しました。沖縄戦の記憶を伝える戦跡や資料館を訪れ、戦争の悲惨さや基地問題の深刻さを学びました。また、教育者として、平和な未来を築くために果たすべき役割について考える機会となりました。本記事は、松尾青年部長が現地に行って感じたことをレポートします。(詳細は2面)



平和祈念公園

当日の様子を動画👉



新年
あいさつ

しっかり議論する国会に!

あけましておめでとうございます。日々子どもたちのためご奮闘される教職員みなさんに、心より敬意を表します。

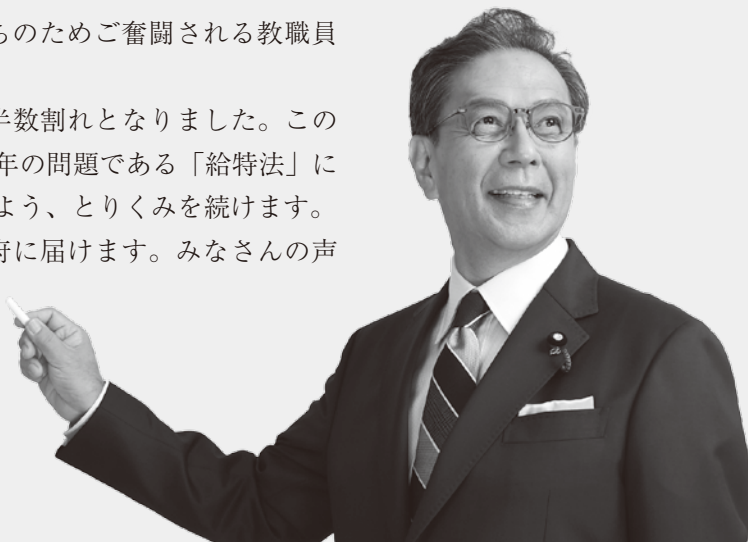
昨年の総選挙では、野党勢力が躍進し、与党が過半数割れとなりました。この結果により、国会では大きな変化が起きています。長年の問題である「給特法」にも動きがありそうです。しっかり議論する国会になるよう、とりくみを続けます。

今年も全国の日政連議員と協力し、現場の声を政府に届けます。みなさんの声をぜひお寄せください。

第27回参议院議員選挙(比例区)立候補予定者

みずおか俊一

岡山県教組は第92回定期大会で推薦決定しています。



オキナワに学ぶ旅 沖縄戦の記憶と平和への使命を胸に刻んだ3日間

沖縄戦の記憶に触れた1日目

初日は、魂魄の塔、平和祈念公園、糸数壕（アブチラガマ）を訪れました。糸数壕では、医療行為や避難生活を強いられた看護学徒や住民たちの苦しみについて学び、戦争が人々をいかに過酷な状況に追い込むのかを改めて深く考えさせられました。

県立平和祈念資料館では、沖縄戦に関する資料や映像をつうじて、4人に1人の住民が巻き込まれたとされる「地上戦」の悲劇を知り、改めてその事実には強い衝撃を受けました。そして、戦争の記憶を未来に語り継ぎ、平和の尊さを伝えることが教育者としての使命であることを改めて認識しました。



戦争遺跡と基地問題にむき合った2日目



2日目の午前、チビチリガマとシムクガマを訪れました。チビチリガマでは、「捕まれば辱めを受ける」という当時の誤った教育が住民たちを追い詰め、家族同士で命を奪い合うという悲劇が生じたという話を伺いました。一方、シムクガマでは、比嘉平治さんと比嘉平三さんが住民を説得し、自ら米軍に「ここにいるのは老人や子どもばかりだ」と訴え交渉した結果、約1,000人の命が救われたという話を伺いました。この話のなかで特に印象的だったのは、「最大の武器

は英語を話せたことと、相手を理解しようとする姿勢だった」というガイドさんの言葉です。これらの出来事をつうじて、「教育の在り方」が人々の行動にいかに関与する大きな影響を与えるかを痛感するとともに、対話の重要性を改めて強く感じました。

午後は嘉手納基地（かでなきち）と嘉数高台（かかずたかだい）を巡りました。嘉手納基地では、広大な敷地や軍用機の離発着を実際に見て、沖縄の住民が日常的に直面している騒音被害の深刻さを実感しました。その後、嘉数高台へ移動し、展望台から普天間飛行場を見渡しました。飛行場の周囲には民家をはじめ、保育園や小学校、病院などの公共施設が隣接しており、市民が危険にさらされている現状を肌で感じました。このような状況が今なお続いていることを考えると、一刻も早く市民が安心して暮らせる環境にしていくことが必要だと強く感じました。

平和への責任を胸に刻んだ3日目

最終日は、ひめゆり平和祈念資料館を訪れました。若い学徒たちが戦場に動員され、多くの命を落とした事実が胸に締め付けられる思いでした。一方で、アメリカ兵を目の前にし、「自決、自決」と叫びながら手りゅう弾を握って駆け寄ってきた学徒たちに、「球を抜くんじゃない」と命を守る道を示した先生の姿に、教育者として、どのような状況においても人命を最優先に考えることの重要性を痛感しました。

最後に訪れた喜屋武岬では、琉球王国時代に交易や平和外交をつうじて繁栄を築いた歴史と、沖縄戦で多くの命が失われた歴史の悲劇を対比して学びました。「自分自身が変わることで周りも変わる」というガイドさんの言葉が心に響き、平和を築く第一歩は、歴史を正しく学び、その教訓を日々の生活や教育の場でいかすことだと気づかされました。



仲間と築く平和な未来

この旅をつうじて、沖縄戦の悲惨さ、現在も続く課題、そして未来の平和を守るために私たちがすべきことを学びました。現地で直接見て、聴いて、感じた経験は、平和教育の核となるべきものであり、これを学校や地域で伝えていかなければならないという責任を強く感じました。この旅で得た学びを忘れず、平和な未来を築くための行動を、なかまとともにすすめていきたいと思います。

本部執行委員 松尾 涼児



2024年 学校現場の働き方改革に関する意識調査

教員の在校等時間10時間超 依然として、深刻な実態が明らかに

2024年7月から9月にかけて、日本教職員組合が全国の教職員を対象に「学校現場の働き方改革に関する意識調査」を実施しました。全国で過去最多11,844件、岡山県内からも572件の協力を得て、教員の在校等時間が1日平均10時間23分にのぼるなど、長時間労働が依然として深刻な実態が明らかになりました。

【長時間労働の現状】

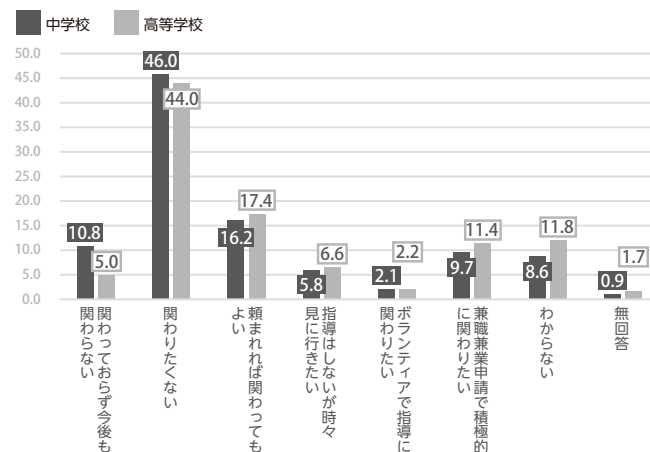
2024年の調査では、教員の勤務日の在校等時間が1日平均10時間23分との結果が示されました。これは2018年調査時(11時間7分)から44分短縮されていますが、依然として法定労働時間(8時間)を大きく超過しており、教職員の長時間労働の深刻な実態を表しています。また、中学校教員の在校等時間は1日平均10時間48分と全学校種のなかで最長であることが明らかとなりました。

【勤務日の在校等時間の変化】

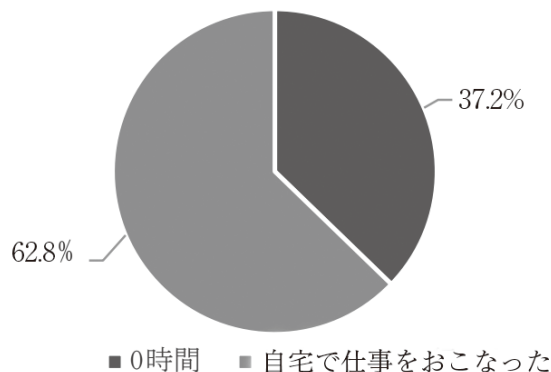
	平均	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2018	11:07	11:02	11:39	10:14	9:42
2024	10:23	10:22	10:48	9:48	9:34
増減	↓0:44	↓0:40	↓0:51	↓0:26	↓0:08

【部活動の地域移行が鍵】

部活動顧問を務める教員は顧問をしていない教員と比べて、在校等時間が長時間化する傾向があります。国は、この解決策として、部活動の地域移行をすすめています。回答した中学校教職員のうち、進行中または計画中と回答した割合は65.4%でした。一方で、33.7%の中学校教職員は、移行状況がわからないと回答しました。また、地域移行後の休日の部活動については、「関わりたくない」とした教職員が46.0%にのぼり、「兼職兼業申請をして積極的に関わりたい」とした教職員は9.7%にとどまっています。教員が部活動に関与する場合、現状の長時間労働を助長しないよう、部活動指導員の配置を含む運営体制の見直しや慎重な制度設計がもとめられます。

【休日部活動への地域移行後の関わり方】**【半数以上が自宅で仕事をおこなっている現状】**

教員の62.8%が勤務日に自宅で仕事をおこない、全学校種でその平均時間は1日43分にのぼります。小学校では教員の66.1%、中学校では59.1%が自宅で仕事をしており、約3分の2の教員が勤務日に自宅で仕事をしている状況が明らかとなりました。この問題を解消するためには、学校以外が担うべき業務を外部に委託し、授業準備などの時間を勤務時間内に確保するとりくみをすすめることがもとめられます。

【勤務日に自宅で仕事をおこなう教員の割合】**【働き方改革の進捗と今後の課題】**

文科省「学校・教師が担う業務に係る3分類」に示されたもののうち、業務移行の進捗が顕著な「登下校に関する対応」でさえ、「計画すら立てられていない」と回答した教職員が65.8%にのぼります。また、依然として休憩時間が確保されていない職場も多く、教職員の労働環境には大きな課題が残されています。これらの状況を改善するためには、教職員定数の増員や抜本的な業務改善が急務です。

日教組「障害のある教職員ネットワーク」に登録しませんか

日教組は2014年3月に「障害のある教職員ネットワーク」を結成し、ひとりで悩んでいることを話し合える場、仲間とつながる場としてスタートしました。毎年、全国集会を開催し、仲間の声を集め、文科省要請などにとりくんでいます。

一人ひとりの声を共有し、組合の声として関係機関に届けていくことが、制度や環境を変えるきっかけになります。誰もが働きやすい職場、働き続けられる環境整備をもとめて、一緒に声をあげませんか？

目的

- ・ 障害のある教職員のニーズを把握し、労働条件に関する情報交換をおこない、課題等を共有する。
- ・ 障害のある教職員の雇用拡大、合理的配慮措置の推進をはかり、障害のある教職員が働きやすい職場環境整備をもとめる。
- ・ 障害のある教職員を組織化し、インクルーシブな職場づくりをめざす。

対象

- ・ 障害者手帳を取得している教職員
- ・ 障害者手帳を取得していないが、難病等機能障害があり、社会生活（職業生活）、日常生活に相当の制限を受ける状態にある教職員

※日本教職員組合の組合員である教職員であることを原則とする（同時に組合に加入する場合は、障教ネットに登録可能です）。

登録希望の方は、県教組本部までご連絡ください。担当：生活部（数下・太田）TEL:086-272-1278

吉田執行委員長コラム ②

憲法のはなし

私は1985年に大学に入学しました。当時は経済界が「幅広い教養を身につけた人材」をもとめていて、大学での教育は一般教養が今より重視されていました。多くの国公立大学に教養部というものがあって、大学1年生と2年生はおもに教養部で一般教養を学び、3年生から学部での専門課程にすすんでいました。教養部が置かれていたのは1965年ごろから95年ごろまでのようです。ちなみに今は、企業が人材育成にかかるコストを削減するため、「専門分野の知識をもった人材」の育成を大学教育にもとめています。一般教養って、すごく大事だと思いますが…。

私は教養部で、必修だったのか選択だったのか忘れましたが、憲法や哲学、日本地理、英語、独語（第2外国語）、体育（ボウリング、バドミントンなど）を勉強したのを覚えています。なかでも、印象深かったのは、ミラーマン（俳優の石田信之さん）によく似た鮎京正訓先生（名古屋大学名誉教授）の憲法の講義で、岡山大学名誉教授の上野裕久先生が書かれた教科書を買わされたのに、それはあまり使わず、三里塚闘争や砂川事件、尊属殺人のことを話されたのを覚えています。教科書は「いつか読もう」と捨てずに置いたままにしていました。93年度に津山支部の青年部長になったとき、津山支部書記次長の藤本信宏さん（元県教組青年部長）がフランス革命や人権宣言のことなど、市民がどう人権を確立してきたかをしょっちゅう語られていて、私も勉強せねばと思い、そこで、憲法の教科書を読んでみました。

すると、大事なことがいっぱい書いてあったのです。

「憲法は法律と違って国民が国家を縛るもの」「最も重要な条文は、第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）」「憲法の三原則の一つである基本的人権の中の社会権に、労働基本権（第28条 団結権、団体交渉権、団体行動権）が位置づく」「社会権の理念は、大日本帝国憲法下で日本が歩んだ歴史を繰り返さないために生まれた」ことなどがわかりました。そして、第12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」ということがちゃんと書いてあるんですね。つまり、「組合に加入する」「組合運動をする」ということは、「憲法の理念を守ること」とも言えるわけです。逆に「組合に加入しない」ということは、労働者に保障されている団結権や団体交渉権を放棄することであり、基本的人権の一部を自ら放棄し、第12条に違反し、採用時におこなった服務の宣誓「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを誓います（後略）」をやぶることになります（ちょっと言いすぎかもしれませんが）。このような人が、子どもたちに憲法の理念や権利の大切さをどうやって教えるのか、はなはだ疑問に思います。

青年部長として挨拶したり、オルグをしたりするときに、憲法の教科書を読んだことはとても役に立ちました。基本的人権の一つである参政権を放棄する大人が多い今、すべての大人に憲法を読んでほしいし、とりわけ、改憲派国会議員には、きちんと憲法の勉強をしてほしいと思います。